

四二	イスマンスドルフ	一七・一	二八・三	同
四三	アルテムムール	一八・四	二〇・八	同
四四	アイフエンベルヒ	一八・四	一七・二	同
四五	クンハウゼン	一八・六	二三・二	混
四六	アプスベルヒ	一九・四	二七・八	同
四七	グノツツハイム	一九・八	三二・二	舊
四八	ウエツテルスハイム	一九・九	一九・八	新
四九	フエンフロン	二〇・〇	二四・六	同
五〇	ウンタラスバツハ	二〇・七	八・六	同

(一二) 戦時伯林市に於ける孤兒の榮養障害

一、伯林市孤兒院に於て要したる一九一六年度の費額は以て健康兒童の需要には應ずべきも虚弱なる兒童に對しては蛋白質の欠乏を免れず、一九一七年度の費額にありては品質上及分量上顯著なる饑餓の結果時に品質上に就ては蛋白質に關して著明なりとす。(ヘルプスト氏及フリーケ氏)。

二、任意に擇び出せる強健にして發育中にある孤兒(男兒)は一九一九年度の孤兒院内に於ける榮養

状態の下に於て平均僅に正常兒の半に達する目次、體重加増を示すのみ、而して女兒にありては殆んど全く加増を見る事なし。検査を施せる兒童中全く増加を示さずして寧ろ幾分大なる減少を示せる者、約半数に達せり、以て一九一九年度の院内榮養が一九一七年度に於けると同じく榮養の必需に應ずることなきを推すに足るべし。

三、零歳乃至六歳に至る伯林市兒童に就きて死亡率を見るに調査を施せる各歳の兒童を通じて一九一七年度に於ては一九一三年度に於けるよりも高率なりとす死亡率の昇騰は比較上乳兒に於て最少にして二歳に至りて最高に達し即ち一九一三年度の死亡數の七五・八%を算せり(一九一三年度の死亡率は尙且二三・五%に及べり)。

四、伯林市孤兒は現時大戰前に於けるよりも實質上一層早期に結核病に感染せるを見る。感染者の數は戦前にありては例へば三歳の兒童に就きて見れば孤兒の全數の十二分の一なるに對し現時約三分の一を算す。

五、零歳乃至六歳の伯林市兒童の結核死亡率は調査を施せる各兒童に就きて見るに一九一三年度に比し一九一七年度に於て増加を示せり、比較的增加の曲線は一歳乃至五歳に於て顯著なる上昇を示し五歳より六歳に至りて顯著なる下降を示せり、五歳に於て最高に達せる死亡率の比較的增加は二三%に及べり。

六、野外病院に於て検査せる千百四十九名の伯林市孤兒中、百名の結核病あること確認せられたり
従て全數の五・七%は結核病罹病者なりとす。

七、一九〇八—九年度及一九一九年に於ける一歳乃至六歳の孤兒を比較調査するに現時の孤兒中の結核患者數は一九〇八—九年度に於けるもの、三倍半に達す、結核患者百名中肺結核患者二十九名にして最高位を占め癩癰病者二十七名にして第二位にあり、骨結核患者十六名、氣管支腺結核患者十四名、腺結核患者十三名及腹膜結核患者一名之に次ぐ。

八、一九一三年度に對し一九一七年度に確認せられたる零歳乃至六歳の伯林市兒童死亡率の比較的増加は頗る大なりとす、其の數値は五才に於て最高に達し殆ど三〇、〇%を算す。

九、一歳乃至六歳の孤兒五百五十六名中現時二百七十七名即ち四二・八%が一般的佝僂病の徴を示し、其の七十二名即ち全兒童數の一三%が重症なる佝僂病患者なりとす。

一九〇八—九年度及一九一九年度に於ける佝僂病罹病率を比較するに現時は往時に比し一二・五%の佝僂病患者の増加を來せり且其の重症者數は約二倍以上に増加せり。

十、一九〇八—九年度及一九一九年度に於ける一歳乃至六歳の伯林市孤兒の體重に就きて之をカメルル氏標準指數 (Cammerer's Normalzahlen) に比し又其の相互間に比較を試みるに其の結果は次の如し。

一九〇八—九年度の兒童はカメルル氏標準指數に對し男兒にありて三「キログラム」女兒にありては二・四「キログラム」の劣勢を示せるが現時に於ては體重低下男兒にありて三・四五「キログラム」女兒にありて二・九五「キログラム」に達せり、従て孤兒の體重低下は前掲年度に於けるものに比し男兒にありて一五%女兒にありては二四%を増せるものとす。

二歳乃至十四歳の孤兒の平均はカメルル氏標準指數に對し現時體重に於て男兒に就き一八・八%の劣勢を示し女兒に就き一六・二%の劣勢を示せり、故に孤兒にありてはカメルル氏標準兒童の二歳三箇月女兒にありては其の一歳半だけの年少者に相當するものなり。

十一、一九〇三年度の伯林市公立學校生徒に比較するときは一九一九年度の伯林市孤兒は平均男兒に就き一二・六%、女兒に就き一六・八%の體重低下を示せり、體重の點よりすれば一九一九年度の兒童は男兒にありては一歳半、女兒にありては二歳だけ年少なる公立學校生活に相當するものなり。

十二、如上の兩種の兒童に於て其の身長發育を比較するに一九一九年度の伯林市孤兒は身長發育に於て平均兒童に遅ること男兒に付四・九%、女兒に付六・九%の平均を示せり、仍ち身長の點よりすれば一九一九年度の男女兒は一九〇三年度の兒童に比し概算一歳九箇月だけの年少者に相當す。

十三、第十一及十二項に述べたる結果を總攬するときは一九一九年度の男兒は一九〇三年度のものに對し體重に於けるよりも身長に於て失ふ所大なり、これ女兒に於ける平均値の比較に於ける結果に

背馳する所にして亦豫期に反する點なりとす、この事態を説明せんには年長にして生理的に急速に生長せる兒童にこの種の著明なる事實を見ることあるに徴すべく、兒童が饑餓の下に其の旺盛なる生長慾を充さんが爲臓器質を融解して水分に富める假性補給を構成し即ち其の組織の變性を蒙る場合に於て往々この事實ありとす。

十四、相對的の筋肉發育 (Relative Breitenentwicklung) の規準として選定せられたるピルケ氏指數 (Pirquet Index) (身長三に對する體重) は一九一九年度の兒童にありても一九〇三年度の兒童にありても共に年齢の増加に伴ひて増進せるが一九一九年度の各年齢に於ては本質上一九一三年度に於けるより少なりピルケ氏指數の減少は身長に對する體重比較的優越を示すが故に一九一九年度の兒童は一九一三年度の同年齡の兒童より體軀肥大なるを見るべし。

一九一九年度の各歳の兒童が身長竝に體重に於て一九〇三年度の兒童に遅るゝこと平均一歳九ヶ月なるは前段既述の如くなるを以て之を以て研究せば兒童が其の發育の期間を通じて萎縮の狀あり從て相對的の筋肉發育に於て各該當の年少期に停留するものと見るべし、然るが故に孤兒の相對的の筋肉發育は一歳九ヶ月だけ年少なる公立學校生徒と對比するを要する如し。

之を雙々對比するときは以上闡說せる結果の確認せらるゝに於ては比較的年長にして特に心理的に著しく發育せる兒童にありてのみ身長の稍顯著なる遲滯を伴ふ不權衡なる早期發育現はるゝを見る。

る。

十五、第十三及第十四項に總括せる結果により在來の兒童及發育中の動物に就きて得たる知見に基きて察するに一九一九年度の孤兒は異常なる長期の榮養不足を経過し來れるものなるを見る。

十六、吾人の調査の結果は以て我孤兒の全般に於ける情況を想察せしむるものあり、然も我孤兒の一部即ち地方官廳に於て掬養せらるゝものは元來地方の兒童に相應するものなるを以て都市に滯留せば孤兒の狀態は必然實狀よりも多少良好に過ぐるが如く記述せらる、伯林市兒童の大多數が其の現時の狀態に於て我孤兒の狀態に相應することは以上の事態を考慮せるとに於て恐らくは承認するを得べし。

十七、兒童の饑餓に因する障害は之を別ちて二種とするを得べし、即ち一は緩和し得べきもの(體重及身長發育の阻碍、佝僂病)にして他は症狀重大なるか或は全く醫すべからざるもの(結核病)なりとす。

如上二種の障害に對する最も有効なる救治策は唯實質上豊富なる榮養の補給に求むべきのみ。尙結核病の禍害に對する救治策としては結核病毒に對する大規模の豫防法、病毒素質の滅却及早期診斷並に適當の時機に於ける治療開始の爲めにする罹病者の監督を勵行するを要す。

(一三) 獨逸に於ける兒童療養所一覽

本篇はセルテル氏著兒童の保健(一九一四年出版)より翻譯したるものなり。

州名	所在地	名稱	ベット數	收容者年齡範圍		料金單位マツク	摘 要
				男	女		
アンアルト	オラニエンバウム	マリイ侯夫人小兒病院	八〇	四—一四	四—一四	ザクセン人ニハ二・二五 其他ハ二・五〇	一年中開所 公費室、隔離室、結核治療所アリ
同	デツサウ	林間保養所					
バーデン	ラツペナウ	骨、關節、淋巴腺疾患治療所	六〇—七〇			二・五〇	鹽類泉、關節及腺結核
同	ヅェルハイム	小兒鹽類泉	一五四	三—一五	三—一四	二・〇〇 三・〇〇 四・〇〇	一年中 鹽類泉
同	ラツペナウ	小兒療養所(ツロー)	男 四〇 女 三五			四週間 七・五〇	五月ヨリ九月 鹽類泉
同	ホツカール	オタリエン、ハイ	六〇				保養所
同	ホツカラウ	マンハイム	七〇			無料晝食 〇・一〇	晝間保養所
同	「フライブルグ」 「ギエンテルスタ ール」	グイラ、ホーケル ザンク		二—九	二—九	五—八 七月八月 〇—八・〇〇	病者ハ收容セス 保養所
同	キツシゲン温泉	キリスト小兒病院	五〇	三—一五	三—一五	一・四〇	五月一日ヨリ九月二十 日迄 鹽類泉(食鹽)

同	ライヘンハツル温泉	シエミット氏小兒病院	三八六	一—一六		一・五〇	五月二十日ヨリ九月二十 日迄、一部分公費 鹽類泉
同	ザユルリハイム温泉	プファアルツ小兒病院	一七〇	三—一五	三—一四	二 七 〇 月額 一〇〇	公費室アリ 鹽類泉
同	リュツケルズドル (ニコルンベルグ)	フリーガシユラム 館 林間保養所	五〇			無料	晝間保養所
同	キツシゲン温泉	イスラエル氏 小兒治療所	四五			二〇—一五〇 一週	公費室アリ 鹽類泉(食鹽)
同	ホルツアツベル クロイト	ヨゼフインアーベ ル氏 小兒保養所	五〇			晝間ダケ 汽車賃ヲ含ム 一・五〇 〇・七〇	晝間保養所アリ
同	ライセンブルグ	ライセンブルグ	五			一・七〇	晝間保養所アリ
同	スビーゲルベルグ 氏 小兒療養所		四	一—一四	一—一四	六・〇〇 八・〇〇 (一日)	傳染性ノ患者ハ收容セ ズ、教育
同	チエリエン ム	チエリエン ム	八〇	四—一六	四—一六	二・五〇	一年中 骨結核患者
同	グイクトリアイ ム	グイクトリアイ ム	二二〇	四—一六	四—一六	二・五〇	一年中 肺結核、兒童、公費アリ
同	マルヒョー ム	マルヒョー ム	一八			二・五〇	婦人肺結核治療所、其 ノ小兒ニ對スルベツ トアリ
同	グロース リヒテルフェルデ	小兒保養所	六〇	四—一四	四—一四	一・七五	一年中 肺結核治療所、ベルリ ン市及隣接部
同	ベルゲンシュエルト ホーゲンストルフ	小兒治療所	三四	四—一〇	四—一〇	二・	保養所

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
ボージェンズドルフ	エルペルスアルテ	ザド	シエーンホルツ	ウガルフベツヘル	パ	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン
エリザベス小兒ハイム	エルペルスアルテ	ザド	シエーンホルツ	ウガルフベツヘル	パ	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン	アイヒカン
二二	三五五	二五〇	二五〇	二五〇	三〇	一五〇	二〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
3/4	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一・一三	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇
保費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
ノイバールヘルス	ハルツブルク温泉	ホルドハイム	ブファスタット	ハムブルク海濱保	ヘツセンナツサウ	ライヘルスハイム	エリザヘト	イスラエル	ウガルムセル	ザルツワールン	ザルツワールン	ザルツワールン	ザルツワールン	ザルツワールン	ザルツワールン
保健教育館	小兒病院	小兒ハイム	ブファスタット	ハムブルク海濱保	ヘツセンナツサウ	ライヘルスハイム	エリザヘト	イスラエル	ウガルムセル	ザルツワールン	ザルツワールン	ザルツワールン	ザルツワールン	ザルツワールン	ザルツワールン
一	一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
一	一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
二	一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
教育	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費	公費

同	同	ク リ ニ ー ベ ッ	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	トラ ー ベ ミ ユ ン デ	トラ ー ベ ミ ユ ン デ	マ ヅ エ ン ゼ ン	ノ ル テ ル ネ ー	ノ ル テ ル ネ ー	ロ ー テ ン フ エ ル デ		ザ ル テ ツ ト	ノ ル ド ホ ル ツ ・ グ エ ン	ヅ ニ ー ネ ン グ ク ス ハ ー ヴ	
ウ エ ス ロ ー エ 林 間 保 養 所(二)	夏 期 寮 落	ガ ル ガ ハ イ ム	ア サ グ ス テ グ イ ク ト リ ア ハ サ ス	マ リ エ ン ハ イ ム 小 兒 病 院	カ イ ゼ リ ン フ リ ー ド リ ツ ヒ 海 濱 保 養 所	エ リ ザ ベ ト 病 院	リ ユ ー ネ ア ル ガ 小 兒 病 院	小 兒 病 院	フ エ リ エ ン ハ イ ム	イ ス ラ エ ル 小 兒 ハ イ ム	
婦 人 及 兒 童			女 男		女 男	女 男					
	一〇〇	五	二 五 二 五	一 〇 一 〇	一 一 三 三 三	六 〇 六 〇	六 〇	二 一 〇			
	一四〇		五 一 五 一 五	六 一 四 六 一 三	四 一 四 四 一 四	三 一 四 三 一 四	一 一 五 一 一 四	三 歳 以 上			
・六〇	無 料	・七 五 八〇	二 一 一 五〇	九 〇 一 七 五	二 二 五 〇 (一週)	一 〇 〇 〇 二 二 五〇 (二ヶ月)	一 五 〇	三 一 五 〇			
書 間 保 養 所	六 月 ヨ リ 九 月 迄	六 月 ヨ リ 九 月 中 旬 迄	一 年 中 保 養 所	三 月 ヨ リ 十 月 公 費 床 敷 一 〇	一 年 中 海 濱 保 養 所	五 月 一 日 ヨ リ 九 月 十 五 日 迄	一 年 中 鹽 類 泉	一 年 中 公 費 鹽 類 泉			

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	ド ヨ ー セ グ ク ス ハ ー ヴ	ヅ ニ ー ネ ン グ ク ス ハ ー ヴ		ハ ル ブ 温 泉					タ ウ ヌ ス	ノ ル テ ル ネ ー	ポ ル ク ム	ポ ル ク ム	ハ ン ノ ー ヅ エ ル ミ ス ブ ル ガ
保 養 所	ド ン ネ ル ス	カ リ ス チ ヤ ン ギ ヨ 小 兒 治 療 所	カ ツ セ ル 晝 間 保 養 所	小 兒 病 院	ナ ス テ ツ テ ン	小 兒 保 養 所	ウ エ ル ネ ル 氏 學 校 兒 童 療 養 所	カ ド リ ツ ク (宗 兒 童)	ウ エ ル ネ ル 氏 學 校	ロ ー テ 夫 人 小 兒 保 養 所		小 兒 ハ イ ム	ハ ン ノ ー ヅ エ ル ミ ス ブ ル ガ
	六〇	七〇	七〇										一 五 〇
		七〇		三 五 〇									
		六 一 五 六 一 三		三 一 四 三 一 二									
公 費		八 〇 〇	一 一 五	七 五 一 (二週)					四 五				
海 濱 保 養 所	三 月 ヨ リ 十 一 月	春 ヨ リ 十 月 初 メ 迄	教 育 晝 間 保 養 所	夏 期 五 月 一 日 ヨ リ 九 月 三 日 迄	保 養 所	結 核 家 族 ノ 兒 童	海 濱 保 養 所	教 育 海 濱 保 養 所	海 濱 保 養 所				十 歳 以 下 中 食 〇 ・ 三 〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
ホーセン	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
ホーヘルザルツア	チンノウイツツ	アルトスタット	フーベルツス	ホルスト	ヘトリンガス	カミ	アルトダム	ストル	シャルロットテン	レワール	レワール
ウイルヘルム公府	フリーステンアウエ	児童療養所	少年治療所	フリードリッヒ帝	児童收容所	ベルグ	ローゼン	小兒病院	夏期養老院	夏期養老院	夏期養老院
二〇六一四六一四	四〇六一四六一四	四一八四一八	七〇三一六三一五	一〇〇八一四	三四三一四三一九	六〇六一四六一四	四二六一四六一四	四〇三一四三一四	四〇	一二〇八一五八一五	一二〇八一五八一五
一・四〇	六〇	七月十五日迄 其他ノ時期	パンツオン 四〇〇 (一週)	四五 (四週)	一・二五	五・三〇月額	一・五〇	四五 (四週)	四五 (四週)	五〇 (四週)	五〇 (四週)
五月初ヨリ十一月中	海濱保養所	私立療養所	私立療養所	公立療養所	海濱保養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
リニューベツク	シユールチエ	ベテスダ	小兒病院	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ
シユールチエ	ベテスダ	小兒病院	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ	フリードリッヒ
一〇〇三一六三一四	七〇〇四一四四一四	七〇〇四一四四一四	四〇〇六一四六一二	六三一五一一五一一五	三三五一一二五一一九	三六五一一四六一二	七五七一四七一九	一五〇六一四六一四	二〇五二一一四二一一四	一四四五一二五一一四	一四四五一二五一一四
月額	四・八〇	二・四〇	六部分公費	四五(四週)	無料	三〇(治療期)	四五(治療期)	無料	二・七〇	五〇	五〇
公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所	公立療養所

同	同	同	同	同	ザクセン州	同	同	同	同	同	同	同
ハッセル	ツアヒルムス	エルメンザルツエ	エルメンザルツエ	エルメンザルツエ	シュールドルフ	グラウヒャウ	パウチエン	カロラグリユン	アウグスツス温泉	アンナベルグ	ツウニツツター	同
小兒病院	小兒病院	小兒病院(三)	小兒病院(二)	小兒病院(一)	小兒病院	市立夏期聚落	市立夏期聚落	結核療養所	ベトレヘム館	ベトレヘム館	ベトレヘム館	同
					女男	女男		女男				
七〇	一三	三〇	四六	一〇〇	一一	一五	五〇	二七	八七	二〇	四〇	
二一六二	一一二二	一四七一	二一六二	二一六二	一一	一四	三二	五一	三二	一一	三一	
		無料	六〇七五	六〇七五	二二五	無料	一	二・五〇	約	一	一	
公費	公費	三月ヨリ十二月マデ	同	一年中	骨及關節結核	骨及關節結核	骨及關節結核	骨及關節結核	關節結核	骨及關節結核	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
アルテルン	フエリエンハイム	フエリエンハイム	デーラ	ナウムブルグ	キヨーゼン温泉	シュールドルフ	ロ	リーペンスタイン	ザクセン	ザクセン	ザクセン	ザクセン	ザクセン	ザクセン	ザクセン
小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院	小兒病院
三四	二二	二二	二〇	三〇	七〇	一一	三六	九四	四四	四四	四二	四四	九四	四四	四二
四一四一	四一四一	四一四一	二一六二	二一六三	三一四三	二一六三	一一二二	一一一五	三一四一	三一四一	三一四一	三一四一	三一四一	三一四一	三一四一
四五七六	二二四	二二四	〇七五	二二四	六〇七五	一・二五	四五〇五	一〇〇〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇
五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ	五月ヨリ九月マデ

(一四) 獨逸に於ける乳兒保護事業

獨逸國に於ける乳兒保護事業の中樞機關としては殆んど「アウグスト・ウ井クトリア」皇后館が之に充てられ居れり、今其の事業要項を示せば左の如し。

- 國家的乳兒保護
- 自治體乳兒保護
- 聯合事務
- 棄兒制度
- 養兒制度
- 職業後見
- 出生數
- 死亡率
- 結核
- 產褥婦保護

妊産婦保險及母親保護

良乳供給所

都市に於ける乳汁供給

乳汁販賣に關する警察命令

學齡兒童の保護

乳母

乳兒保護及後見の範圍に關する婦人勞働

相談所

託兒所

乳兒院と兒童收容所

兒童療養所

兒童病院

一般病院

看護婦

巡回看護婦

産 婆

通俗印刷物及講演

注 意 書

兒童保護と兒童不當取扱

少年法及犯罪性兒童に對する保護

展覽會及博物館

處女と既婚婦の補習教育

兒童保護に關する法律

(一五) 柏林市に於ける乳兒死亡率、巴里市に於ける貧困と

死亡率殊に乳兒死亡率との關係

ベルリン市に於ける乳兒死亡率

シルベルグライト教授はドイツの首都に於ける一八七二年乃至一九一九年の乳兒死亡率を考察したが、それに據ると、乳兒死亡率が七十年代に於ける三二・一%から一九一〇年乃至一九一八年に於ける一二・八%に至るまで、次第に減少して來たのは、統計の示すところである。最高の死亡率は、一八

七一年に於ける四〇・一%で、普佛戦争當時である。最低率は一六年に於ける一二・八である。乳兒死亡率は、出生率に正比例する。即ち出生の多い場合ほど乳兒死亡の率が高いのである。

乳兒死亡率を増加させる能因は、戦争、幼弱、榮養の窮乏、酷暑及び酷暑(戦時中の石炭配給の不足)及び疾病である。月齡についてその最も死亡率の高いものを観ると、一箇月のものであつて、二箇月にさへその三分の一に減じてしまふ。疾病は胃腸の障害及び全身の衰弱が最も主なもので、一九一三年乃至一九一九年に於ける死亡乳兒の全數の殆んど二分の一を占めてゐる。先天微毒は一九一四年以降まぎれもなく増して來て、生後第一年の初めの四箇月間に於て乳兒の生命を脅かしてゐる。

(ドイツ『社會學雜誌所載』John Ehrler 氏論抄)

貧困と死亡率殊に乳兒死亡率との關係

社會状態の死亡率に對する影響、ジュネーヴ大學教授ヘルシュ氏は、一九一一年から一九一九年までの巴里市の統計によつて、社會状態の死亡率に對する關係を示した。氏は全市を社會的經濟的地區に分割した。即ち富裕地區、中流地區、貧民地區及び赤貧地區とした。その死亡率殊に乳兒死亡率は、極貧の地區に於て最大であつて生産百に對し乳兒一五・一に及ぶが富裕地區にあつては僅に五・一%に過ぎない。

結核の死亡率、これは一層著しい差異を示してゐる。細民窟の集合は常に結核傳播の地域を構成し

て自己の地區に於ける死亡率を増すのみならず、中流地區の死亡率をも増すのである。ヘルシユ教授は「結核によつて起る死亡者の率は、全人口中に於ける貧者の率の自乗に比例する」といふ結論を述べてゐる。しかし貧者の數といふものは社會的に見ると極めて不足の價を有するものであるから、氏の所論は肯定しがたい。

(ドイツ『社會學雜誌』所載 W. Field 所論の抄)

大正十二年三月二十五日印刷
大正十二年三月三十一日發行

内務省衛生局

印刷者 西 脇 嘉 市

東京市京橋區北横町九番地

印刷所 一 成 社

東京市京橋區北横町八番地

電話京橋八一三番

